

法務省民二第1283号
平成17年6月2日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

第110条の次に次の1条を加える。

(差押えの登記等の抹消の通知)

第110条の2 登記官は、法第109条第2項又は規則第152条第2項の規定により、民事執行法（昭和54年法律第4号）第48条第1項（同法第188条において準用する場合を含む。）の規定による差押えの登記その他の処分の制限の登記（裁判所の嘱託によってされたものに限る。）を抹消したときは、その旨を当該嘱託をした裁判所に通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記事項証明書を送付する方法によって行うものとする。